

(別紙 関係者) あて

国土交通省大臣官房参事官 (航空事業安全)
航空局安全部航空事業安全室長

飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について

今般、定期航空運送事業者の運航乗務員が乗務予定の前日に過度な飲酒に起因して運航便を遅延させる事案が連続して発生した。(平成 30 年 10 月 31 日に公表された ANA ウイングス株式会社の運航乗務員の飲酒に伴う乗務員の交代により運航便を遅延させた事案及び同年 11 月 1 日に公表された日本航空株式会社の運航乗務員の飲酒による規定違反事案)

また、同年 5 月には定期航空運送事業者の客室乗務員が業務中に飲酒を行った事案も発生した。(平成 30 年 6 月 6 日に公表された日本航空株式会社の客室乗務員の飲酒による規定違反事案)

運航乗務員をはじめとした航空機の運航の安全に携わる者が、飲酒の影響を受けて各業務を行った場合には、航空機の運航の安全性に大きな影響を及ぼしかねないため、航空法等において、航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者及び整備従事者は、酒精飲料等の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならないとされている。

今般、公共交通を担う定期航空運送事業者において、このような不適切な事案が連続して発生していることは、航空機の運航の安全性に影響を及ぼしかねず、かつ、航空安全に対する国民の信頼を損ないかねないものであり、極めて遺憾である。

かかる不適切事案の再発を防止するため、貴社の運航乗務員をはじめとした航空機の運航の安全に携わる者に対し、改めて飲酒に関する航空法等の遵守について徹底を図るとともに、講じた措置について平成 30 年 11 月 30 日までに文書にて報告されたい。

以上

(別紙)

日本航空株式会社

取締役専務執行役員運航本部長 進 俊則 あて

日本トランスオーシャン航空株式会社

取締役常務執行役員 安良城 宏 あて

全日本空輸株式会社

代表取締役 専務執行役員 清水 信三 あて

株式会社エアーアジア

常務取締役 黒澤 和博 あて

ANA ウイングス株式会社

常務取締役 木原 真理子 あて

日本貨物航空株式会社

代表取締役専務取締役 佐高 圭太 あて

スカイマーク株式会社

取締役 増川 則行 あて

株式会社AIRDO

取締役 龍神 恒夫 あて

株式会社ソラシドエア

取締役副社長 峯尾 隆史 あて

株式会社スターフライヤー

取締役執行役員 森山 伸也 あて

Peach・Aviation 株式会社

取締役副社長 角城 健次 あて

バニラ・エア株式会社

会長 田中 龍郎 あて

ジェットスター・ジャパン株式会社

代表取締役社長 片岡 優 あて

春秋航空日本株式会社

取締役 オペレーション本部長 西尾 秀樹 あて

エアアジア・ジャパン株式会社

執行役員 柳田 圭三郎 あて